

○大分県社会福祉介護研修センター管理規則

平成五年十月一日

大分県規則第五十三号

大分県社会福祉介護研修センター管理規則をここに公布する。

大分県社会福祉介護研修センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県社会福祉介護研修センターの設置及び管理に関する条例(平成五年大分県条例第二十五号。以下「条例」という。)第八条の規定により、大分県社会福祉介護研修センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一七規則九七・一部改正)

(利用時間)

第二条 センターの利用時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 条例第五条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(平一七規則九七・一部改正)

(休業日)

第三条 センターの休業日は、次のとおりとする。

一 月曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に定める国民の祝日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときを除く。)

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(平一七規則九七・一部改正)

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成五年十月十五日から施行する。

附 則(平成一七年規則第九七号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。